

令和 5 年 2 月 2 8 日

令和 5 年 第 1 回

小牧岩倉衛生組合議会定例会会議録

小牧岩倉衛生組合議会

第 1 日

(令和 5 年 2 月 2 8 日)

令和５年第１回小牧岩倉衛生組合議会定例会会議録

① 令和５年２月２８日第１回小牧岩倉衛生組合議会定例会が環境センター会議室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

１番	石 田 知早人
２番	榊 谷 規 子
３番	鈴 木 裕 士
４番	谷 平 敬 子
５番	星 熊 伸 作
６番	水 野 忠 三
７番	井 上 真砂美
８番	小 沢 国 大
９番	黒 川 武

③ 欠席議員は次のとおりである。

１０番	長 田 淳
-----	-------

④ 地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

小牧岩倉衛生組合	管 理 者	小 牧 市 長	山 下 史守朗
	副 管 理 者	岩 倉 市 長	久保田 桂 朗
	会 計 管 理 者	小牧市会計管理者	林 浩 之
	事 務 局 長		永 井 浩 仁
	総 務 課 長		今 枝 里 美
	業 務 課 長		熊 崎 礎 功
	業務課長補佐		服 部 和 宏

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

書 記	熊 崎 真 弓
書 記	水 谷 正 樹

⑥ 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

小牧岩倉衛生組合管理者選挙

諸般の報告

1 提出議案の報告

2 説明員出席要求者の報告

3 監査委員による監査の結果に関する報告について

議案第1号 小牧岩倉衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第2号 小牧岩倉衛生組合議会個人情報保護条例の制定について

議案第3号 小牧岩倉衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 小牧岩倉衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 小牧岩倉衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

議案第6号 小牧岩倉衛生組合使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 令和4年度小牧岩倉衛生組合一般会計補正予算（第3号）

議案第8号 令和5年度小牧岩倉衛生組合一般会計予算

(午後 2 時 0 0 分 開会式)

○事務局長（永井浩仁）

ただいまから令和 5 年第 1 回小牧岩倉衛生組合議会定例会の開会式を行います。
副議長挨拶。

○副議長（黒川武）

皆さん、こんにちは。令和 5 年第 1 回定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位、管理者始め関係職員の皆様におかれましては、これから年度末を向えるところ、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて今定例会に提出されております議案につきましては、全部で 8 件ございます。重要な議案ばかりでございます。議員各位の活発なご審議をお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（永井浩仁）

管理者挨拶。

○管理者（山下史守朗）

皆様、こんにちは。

令和 5 年第 1 回定例会を招集いたしましたところ、ご多忙の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、去る 2 月 5 日に執行されました小牧市長選挙におきまして、小牧市民の皆様のご信任をいただきまして、4 期目の市政を担わせていただくことになりました。改めて責任の重さを痛感するとともに、決意を新たにすることでございます。

当組合におきましても、公害防止に万全を期しながら、安全安心な施設の運営に取り組んでまいりますので、なお一層のご指導とご鞭撻を心からお願い申し上げます。

さて、今定例会に付議いたします議案につきましては、条例案 6 件、補正予算案 1 件並びに当初予算案 1 件でございます。十分ご審議いただきまして、適切にご議決賜りますことをお願いを申し上げて、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（永井浩仁）

これをもって、開会式を終わります。

(午後 2 時 0 2 分 閉 式)

(午後 2 時 0 2 分 開 会)

○事務局長（永井浩仁）

ただいまの出席議員は、9名であります。

○副議長（黒川武）

長田議長から副議長宛てに欠席届が提出されておりますので、地方自治法第106条第1項により副議長が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまから令和5年第1回小牧岩倉衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、別紙でお手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」について、本件は、会議規則第72条の規定により副議長において、3番 鈴木裕士議員、4番 谷平敬子議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、別紙でお手元に配付いたしましたとおり、本日1日間といたします。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、「小牧岩倉衛生組合管理者選挙」を行います。

管理者の任期満了に伴い、小牧岩倉衛生組合規約第10条第1項の規定により選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、副議長より指名することに決しました。

直ちに指名いたします。

小牧岩倉衛生組合管理者に山下史守朗小牧市長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長より指名いたしました山下史守朗小牧市長を管理者の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山下史守朗小牧市長が管理者に当選されました。

当選人が議場におられますので、本席から管理者当選の告知をいたします。

山下史守朗小牧市長、令和5年2月28日、令和5年第1回小牧岩倉衛生組合議会定例会において管理者選挙の結果、小牧岩倉衛生組合管理者に当選されました。よって、小牧岩倉衛生組合議会会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

ここで、ただいま当選されました山下史守朗小牧市長よりご挨拶をいただくことにいたします。

○管理者（山下史守朗）

ただいまは、議員各位のご推挙を頂き、引き続き小牧岩倉衛生組合の管理者に選任していただきました。ありがとうございます。

当組合は、SDGsの目標の12、作る責任、使う責任に密接に関係いたします廃棄物処理施設を所管しており、効率的かつ効果的な施設運営を図る必要がございます。昨今、世界的インフレや急激な円安などにより、原材料や燃料が高騰しており、施設の運営は大きな影響を受けております。

こうした中、安全安心で、持続可能な廃棄物処理を推進するため、当組合の管理者としてその職責を果たしてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、簡単でありますけれども、就任に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（黒川武）

ありがとうございました。

なお、小牧岩倉衛生組合の副管理者及び会計管理者につきましては、小牧岩倉衛生組合規約第10条第2項の規定により、引き続き副管理者には久保田桂朗岩倉市長、会計管理者には林浩之小牧市会計管理者が就任されることとなります。

日程第4、「諸般の報告」について、本日議会に提出されました議案については、お手元に配付いたしました8件であります。

以上をもって、提出議案の報告に代えます。

次に、今定例会の説明員として管理者以下関係職員に対して、地方自治法第121条の規定により出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

続いて、監査委員による監査の結果に関する報告について、報告第1号から報告第8号までの8件が監査委員より議長の元まで提出されておりますが、いずれもお手元に配付いたしましたとおりでありますので、これをもって報告に代えます。

日程第 5、議案第 1 号「小牧岩倉衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（永井浩仁）

議案第 1 号につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお願いいたします。議案第 1 号「小牧岩倉衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」であります。

提出理由であります。5 ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため必要があるからであります。

その内容であります。参考資料、条例案のあらましによりご説明申し上げますので、6 ページをお願いいたします。

1 としてこの条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることとし、2 として、法第 78 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項において不開示情報から除かれる情報について定め、3 として、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の特例等について定め、4 として、開示請求に係る手数料の額は無料とし、写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこととし、5 として、組合の機関における個人情報保護制度の実施状況の公表について定め、6 として、小牧岩倉衛生組合個人情報保護条例を廃止し、7 として、その他所要の規定の整備を行い、8 として、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、議案第 1 号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（黒川武）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。

○2 番（梶谷規子）

全国で各市町村や一部事務組合がそれぞれ持っている個人情報保護条例を国によって一元化するというものですが、この小牧岩倉衛生組合で扱っている個人情報は、どのようなものがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（今枝里美）

小牧岩倉で所有している個人情報についてのご質問だったと思いますが、当組合で

は、地元の方に粗大ごみなどを無料で搬入していただけるという地元還元をしております。その際に、野口区民証とって、区民の方の情報をこちらのほうに提出していただいております。そういったものが該当してくるかと思っております。

○副議長（黒川武）

ほかに。

○2番（梶谷規子）

今回新たにこの条例の制定によって、これまでの個人情報保護に関する内容と変わるようなものがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（今枝里美）

新しい条例になりましても、基本的には、以前のものと変わることはないと考えております。

以上。

○副議長（黒川武）

ほかに発言はありませんか。

○1番（石田知早人）

質疑の発言も終わったようであります。質疑を終結され、上程中の議案については、直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

（賛成の声）

○副議長（黒川武）

ただいま、石田知早人議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号については、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号「小牧岩倉衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号「小牧岩倉衛生組合議会個人情報保護条例の制定について」及び日程第7、議案第3号「小牧岩倉衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の

制定について」を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○3番（鈴木裕士）

副議長のお許しをいただきましたので、ただいま上程されました議案第2号について、提案者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

議案書別冊（第2号）1ページをお願いいたします。議案第2号「小牧岩倉衛生組合議会個人情報保護条例の制定について」であります。

25ページをお願いいたします。提出理由であります。小牧岩倉衛生組合個人情報保護条例の廃止に伴い、小牧岩倉衛生組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるなどのため、必要があるからであります。

その内容であります。条例のあらましにより説明をさせていただきますので、26ページをお願いいたします。

1として、この条例は、小牧岩倉衛生組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、2として、議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとし、3として、議会は、個人情報を保有するに当たっては、その権限に属する事務を遂行するために必要な場合に限り、かつその利用目的をできる限り特定しなければならないこととし、4として、議会は、本人から直接書面により個人情報を取得するときは、その利用目的を明示しなければならないこととし、5として、議会は、不適正な方法により個人情報を利用してはならず、偽りその他不正の手段により、個人情報を取得してはならず、かつ保有個人情報が事実と合致するよう努めなければならないこととし、6として、個人情報の取扱いに従事する職員などは、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないこととし、7として、議会は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならないこととし、8として、議長は、議会が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととし、9として、何人も議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることとし、その手続などについて定め、10として、開示請求に係る手数料の額は無料とし、開示により保有個人情報の写しの交付及び送付を受ける者は、これに要する費用を負担しなければならないこととし、27ページをお願いします。11として、何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、議長

に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができることとし、その手続などについて定め、12として、何人も、自己を本人とする保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用されているなどと思料するときは、議長に対し、当該保有個人情報の利用の停止などを請求することができることとし、その手続などについて定め、13として、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、小牧岩倉衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととし、14として、職員などが正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するなどの罰則について定める。

15として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、28ページをお願いいたします。議案第3号「小牧岩倉衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

33ページをお願いいたします。提出理由であります。議員活動と家庭との両立を支援する環境づくり及び会議運営の規定の整備などのため、必要があるからであります。

その内容であります。条例案のあらましにより説明させていただきますので、34ページをお願いいたします。

1として、会議の欠席事由として現行では、事故のため出席できないときと定めていますが、育児、看護、介護、配偶者の出産補助など具体的な事由を明記し、2として、出産のため会議に出席できない期間について現行は定めていませんが、その期間を具体的に明らかにし、3として、議決事件の字句及び数字などの整理の規定を設け、4として、会議録の配布及び会議録に掲載しない事項の規定を設け、5として、出席停止の期間に関する規定を設け、6として、その他所要の規定の整備を行い、7として、この規則は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上2議案について、議員皆様方の満場のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○副議長（黒川武）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

○1 番（石田知早人）

質疑の発言もないようであります。質疑を終結され、上程中の議案については、直ちに討論に入られたい動議を提出いたします。

（賛成の声）

○副議長（黒川武）

ただいま、石田知早人議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第2号及び議案第3号を一括して採決に入ります。

議案第2号及び議案第3号については、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号「小牧岩倉衛生組合議会個人情報保護条例の制定について」及び議案第3号「小牧岩倉衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第4号「小牧岩倉衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（永井浩仁）

議案第4号につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。議案第4号「小牧岩倉衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。9ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議する等のため必要があるからであります。

その内容につきましては、条例案のあらましによりご説明を申し上げますので、10ページをお願いいたします。

1として、小牧岩倉衛生組合情報公開・個人情報保護審査会は、小牧岩倉衛生組合情報公開条例、個人情報の保護に関する法律及び小牧岩倉衛生組合議会個人情報保護

条例の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議することとし、２として、その他所要の規定の整備を行い、３として、この条例は、令和５年４月１日から施行しようとするものであります。

以上、議案第４号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（黒川武）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

○１番（石田知早人）

質疑の発言もないようであります。質疑を終結され、上程中の議案については、直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

（賛成の声）

○副議長（黒川武）

ただいま、石田知早人議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第４号については、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４号「小牧岩倉衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第５号「小牧岩倉衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（永井浩仁）

議案第５号につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。議案第5号「小牧岩倉衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」であります。

本議案の説明の前に、条例改正に至る経過を説明させていただきます。

国家公務員の定年を段階的に年齢65年に引き上げるとともに、いわゆる役職定年及び定年前再任用短時間勤務の制度を設けること等とする国家公務員法等の一部を改正する法律案が第204回通常国会で可決されました。また、地方公務員についても、国家公務員と同様の措置を講ずるべく、地方公務員法の一部を改正する法律案が同国会において可決され、それぞれ令和3年6月11日に公布されたところであります。そこで、地方公務員の定年の年齢等は条例で規定する必要があるため、今回条例案を上程させていただくものであります。

提出理由であります。38ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を段階的に年齢65年に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等のため必要があるからであります。

その内容であります。参考資料、条例案のあらましによりご説明を申し上げますので、39ページをお願いいたします。

1として、地方公務員法の改正に伴い、関係する条例の整備をするもので、(1)の小牧岩倉衛生組合職員の定年等に関する条例では、職員の定年年齢を60歳から段階的に引き上げ、65歳とし、管理職手当を支給されている職員が60歳に達した場合は、60歳に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職への降任等、いわゆる役職定年制を行い、60歳に達した日以後退職する職員が希望する場合に、勤務実績等に基づく選考により、定年退職日相当日まで、短時間勤務の職に採用することができることとする。

(2)の小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例では、当分の間、職員の給料月額、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準とし、(3)の小牧岩倉衛生組合職員退職手当支給条例では、60歳に達した日以後、その者の非違によることなく定年前に退職する場合は、当分の間、退職手当の基本額について、退職理由を定年退職として算定し、定年年齢の引き上げに伴い給料月額が減額された後に退職する場合は、退職手当の基本額について、退職日の給料月額に加え、特定日の前日の給料月額も基礎として算定し、(4)では、小牧岩倉衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例をはじめ5つの条例において所有の規定の整備を行い、2として、小牧岩倉衛生組合職員の再任用に関する条例を廃止し、3として、その他所要の規定の整備を行い、4として、この条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

す。

以上、議案第5号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（黒川武）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

○1番（石田知早人）

質疑の発言もないようであります。質疑を終結され、上程中の議案については、直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

（賛成の声）

○副議長（黒川武）

ただいま、石田知早人議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号については、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号「小牧岩倉衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第6号「小牧岩倉衛生組合使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（永井浩仁）

議案第6号につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。議案第6号「小牧岩倉衛生組合使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、42ページをお願いいたします。この案を提出いたしますのは、愛知県の道路占用料の改定に準じて、行政財産の土地使用料の一部の見直しを行うため、必要があるからであります。

その内容であります、参考資料、条例案のあらましによりご説明申し上げますので、43ページをお願いいたします。

1として行政財産の土地使用料の一部を、表に記載のとおり改めるもので、2として、この条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、議案第6号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（黒川武）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

○1番（石田知早人）

質疑の発言もないようであります。質疑を終結され、上程中の議案については、直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

（賛成の声）

○副議長（黒川武）

ただいま、石田知早人議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号については、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号「小牧岩倉衛生組合使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第7号「令和4年度小牧岩倉衛生組合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（永井浩仁）

議案第7号についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和4年度小牧岩倉衛生組合一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第7号「令和4年度小牧岩倉衛生組合一般会計補正予算（第3号）」であります。

第1条の歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,153万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ24億8,457万1,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費につきましては、2ページをお願いいたします。下段の第2表になりますが、3款1項、排ガス・放流水等測定委託事業は、本年3月に採取する検体の測定結果が判明するまでに約1か月間を要することに伴い、事業の年度内完了が見込めないため、繰り越すものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算に関する説明書により説明させていただきますので、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入であります。1款1項1目組合費負担金で5,772万円の減額は、事業費の精査によるものであります。

4款1項1目繰越金で128万1,000円の増額は、前年度繰越金を全額財源化するものであります。

5款2項1目雑入で510万円の減額は、温水プールの休館に伴い、点検整備代金を皆減するものであります。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳出であります。内容につきましては、主に右ページ、事務事業の概要欄により説明させていただきます。

2款1項1目一般管理費で23万9,000円の減額は、3の庁舎管理事業、(1)庁舎施設管理事業で入札執行残により減額するものであります。

3款1項1目ごみ焼却費で6,090万円の減額は、2のごみ焼却一般事業、(2)施設管理事業で燃料費のコークスの調達単価確定や電気料金の額の精査のほか、温水プールの休館に伴う委託料の減額によるものであります。

4款1項1目ごみ焼却場建設費で40万円の減額は、1のごみ焼却場建設事業、(1)地元周辺対策事業のうち温水プールの休館に伴う助成額の減額によるものであります。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（黒川武）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。

○3番（鈴木裕士）

補正予算に関する説明書4ページ、5ページの歳入、5款2項1目雑入、並びに6ページ、7ページの歳出、3款1項1目、ごみ溶融施設委託料、4款1項1目の周辺対策負担金のいずれも、温水プールに関連している補正予算となっていますけれども、温水プールが休館しているときに伴って、これらの補正予算のほかにエコルセンターにはどんな影響があるのか、お尋ねをいたします。

○業務課長（熊崎礎功）

エコルセンターは、溶融炉の余熱利用として温水プール及び第1老人福祉センターに温水を供給しております。温水プールの休館に伴い、温水を作るために必要となる熱量が少なくて済みますので、それと引換えに当施設の蒸気タービンでの発電量が増加することとなります。

以上です。

○3番（鈴木裕士）

発電量が増加するということですが、どのくらいの量が増えて、幾らぐらいの電気売払いが増えるのか、お尋ねいたします。

○業務課長（熊崎礎功）

蒸気タービンの発電量につきましては、ほとんどが温水プールの営業時間であった令和元年度、こちらのほうの発電量が1,820万キロワットアワー余り発電しておりました。ほとんどが休館期間であった令和3年度、こちらは1,915万キロワットアワー余り、比較しますと、その差は約95万キロワットアワー、約5%の増加になります。

電気売払いにつきましては、発電した電力から当施設の使用する電力を差し引いた余剰分を売っております。こちらのほうは、様々な条件が影響いたしますが、決算額ベースで、元年度は売り電量が9,933万4,000円余り、令和3年度は1億1,572万8,000円余り、この差は約1,639万円、こちらは約17%の増加となります。

以上です。

○副議長（黒川武）

ほかに発言はありませんか。

（発言なしの声）

○1番（石田知早人）

質疑の発言も終わったようであります。質疑を終結され、上程中の議案については、

直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

(賛成の声)

○副議長（黒川武）

ただいま、石田知早人議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

発言はありませんか。

(発言なしの声)

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号については、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号「令和4年度小牧岩倉衛生組合一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第8号「令和5年度小牧岩倉衛生組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（永井浩仁）

議案第8号についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和5年度小牧岩倉衛生組合一般会計予算書の3ページをお願いいたします。議案第8号「令和5年度小牧岩倉衛生組合一般会計予算」であります。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,808万3,000円と定めようとするものであります。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳入歳出予算のうち歳入であります。

なお、説明の中で申し上げます増減比率につきましては、前年度当初予算と比較しての数値でありますので、よろしくお願いいたします。

1款1項1目組合費負担金は、7.7%増の20億9,227万3,000円を見込みました。

2款1項1目総務使用料は、前年度と同額の1万6,000円を見込みました。

2項1目手数料は、13.1%増の2億8,512万5,000円を見込みました。

3款1項1目生産物売払収入は、10.5%減の7,991万7,000円を見込みました。

8ページ、9ページをお願いいたします。4款1項1目繰越金は、20.6%減の

5,000万円を見込みました。

5款1項1目預金利子は、前年度と同額の1,000円を見込みました。

2項1目雑入は、45.6%減の1,075万1,000円を見込みました。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳出であります。

1款1項1目議会費は、1.1%減の97万6,000円を計上しました。

2款1項1目一般管理費は、10.2%増の2億74万2,000円を計上しました。1の人件費のほか主な事業は、2 総務一般事業、(2)総務管理事業、計量棟窓口業務委託事業。12ページ、13ページをお願いいたします。(3)環境事務事業、気象調査委託事業。3 庁舎管理事業、(2)庁舎施設整備事業、吹付法面補修工事業などであります。

14ページ、15ページをお願いいたします。2項1目監査委員費は、17.5%増の13万4,000円を計上しました。

16ページ、17ページをお願いいたします。3款1項1目ごみ焼却費は、8.0%増の15億3,261万7,000円を計上しました。1の人件費のほか主な事業は、2 ごみ焼却一般事業、(2)施設管理事業、ごみ溶融施設運転業務委託事業、ごみ溶融施設点検整備委託事業、3 粗大ごみ処理事業、(1)施設管理事業、ごみ破碎施設運転管理委託事業などあります。

18ページ、19ページをお願いいたします。2目埋立処分費は、22.4%増の1億278万4,000円を計上しました。主な事業は、1 埋立処分一般事業、(1)施設管理事業、処分場水処理施設点検整備委託事業、(2)施設整備事業、水処理施設調整槽防水工事業などあります。

20ページ、21ページをお願いします。4款1項1目ごみ焼却場建設費は、9.6%減の375万円を計上しました。

5款1項1目元金は、0.6%増の6億5,149万1,000円を計上し、2目利子は、14.0%減の2,258万9,000円を計上しました。

6款予備費は、前年度と同額の300万円を計上しました。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（黒川武）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。

○5番（星熊伸作）

予算に関する説明書の16ページ、17ページです。3款1項ごみ処理費の右側の事務事業の概要欄で、ごみ溶融施設運転業務委託事業で1億5,170万円とありますが、4年度の運転業務は1班の委託だったと思うんですけども、5年度はどうなるのか、お尋ねします。

○業務課長（熊崎礎功）

ごみ溶融施設の運転業務につきましては、全5班の体制であります。4年度はご指摘のとおり1班を委託しております。

5年度につきましては、2班の委託を予定しております。なお、このことにつきましては、職員組合と合意しております。

以上です。

○5番（星熊伸作）

5年度は、1班から増えて2班になるということでございますが、直営の職員配置についてどんな影響があるのか、お尋ねします。

○業務課長（熊崎礎功）

運転業務の直営班であります。4年度は4班ですが、5年度は3班になる予定になります。

職員配置であります。5年度は4年度と比較して、組合職員の総数が、退職に伴い1名減となりますので、組合全体の適正配置を図るため、運転業務において減少となる1班分の職員については、新たに委託班の監視業務のほか、日勤の事務に配置する予定であります。

以上になります。

○副議長（黒川武）

ほかに。

○2番（桝谷規子）

関連してお聞かせいただきたいと思います。ごみ溶融施設の運転業務の委託が1班から2班になるということですが、予算上、昨年度と約1,000万円増えているわけですが、1班の委託が増えることと、あと、電気や燃料費の値上げ分などもこの1,000万円の増額の中に含まれるのでしょうか。

○業務課長（熊崎礎功）

ごみ溶融施設の運転業務なんです。24時間を5つの班で行っております。委託職員は1名の増員でありますけれども、従来から勤務している分の昇給相当の人件費の増とあわせて1,000万円ぐらいの増額になっております。

あと一つは、電気料のほうですね。光熱費でよろしいでしょうか。光熱費は含まれ

ておりません。これは人件費だけになります。

以上です。

○2番（梶谷規子）

今の、分かりました。ありがとうございました。

戻りまして、13ページの庁舎管理事業についてお聞かせください。(1)の庁舎施設管理事業の中の下から2つ目にトラックスケール等点検整備委託事業がありますが、令和4年度は、このトラックスケール等管理委託のものが、ごみ焼却費の施設管理事業の中で計上されているわけなんですけど、この計上の仕方が変わったということは、何か意味があるんでしょうか。

○総務課長（今枝里美）

トラックスケールの委託料につきましては、昨年度まで3款のごみ焼却費の中で委託をしておりましたが、令和5年度からは総務費のほうに所管替えを行います。この理由につきましては、計量棟の窓口業務につきましては、総務費のほうで行っております。実質使用しているのは総務費でありますで、機械のトラックスケールの点検整備につきましても、総務費のほうで所管したほうが日程等スムーズに行えるということで、所管替えを行いました。

以上です。

○2番（梶谷規子）

ありがとうございました。

所管替えをただけで、中身については変わらないということの確認でよろしいでしょうか。

○総務課長（今枝里美）

はい。通常の点検整備については、令和4年度と同じようなものになっております。

ただ1点、令和5年度追加となっておりますのは、インボイスに対応できるようにシステムの変更を行う必要がありましたので、その分の費用は昨年度より少し増えています。

以上です。

○2番（梶谷規子）

増額の理由が分かりました。ありがとうございました。

もう1点、同じ13ページの庁舎施設整備事業の中で、令和4年度になかった調整池管理用通路排水管設置工事事業が入っていますが、これについての詳細な説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○総務課長（今枝里美）

ただいまの調整池管理用通路排水管設置工事につきましては、当建物の東側にあります調整池周辺の緑化事業に伴い、水はけが余りよくないものですから、管理用のところに溝を掘りまして、水はけをよくするための工事を行うものであります。

お地元から、調整池周辺の緑化には強く要望が出ておりますので、こちらをさらに促進していくためにこの工事を行います。

以上です。

○副議長（黒川武）

ほかに発言はありませんか。

（発言なしの声）

○1 番（石田知早人）

質疑の発言も終わったようであります。質疑を終結され、上程中の議案については、直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

（賛成の声）

○副議長（黒川武）

ただいま、石田知早人議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号については、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号「令和5年度小牧岩倉衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、今定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和5年第1回小牧岩倉衛生組合議会定例会を閉会いたします。

（午後2時56分 閉 会）

（午後2時56分 閉会式）

○事務局長（永井浩仁）

ただいまから令和５年第１回小牧岩倉衛生組合議会定例会の閉会式を行います。

管理者挨拶。

○管理者（山下史守朗）

令和５年第１回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案させていただきました議案につきましては、いずれもご議決を賜り、誠にありがとうございました。

まだまだ朝晩冷え込むときもございますので、どうか議員各位にはご自愛をいただきまして、引き続き両市並びに当組合の発展のため、ますますのご活躍をいただきますことを祈念申し上げまして、簡単でありますけれども、閉会の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○事務局長（永井浩仁）

副議長挨拶。

○副議長（黒川武）

令和５年第１回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、無事日程どおり議了することができました。円滑な審議にご協力いただきましたことに心から御礼申し上げます。

明日より３月となり、暖かさを感じる日が多くなるとともに、桜の花の便りが待ち遠しい時期となります。皆様方におかれましては、お体に十分ご留意され、議員活動に精励いただきますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局長（永井浩仁）

これをもって閉会式を終わります。

（午後２時５８分 閉 式）

令和5年第1回小牧岩倉衛生組合議会定例会議事日程（第1日）

令和5年2月28日午後2時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

（ 番 議員 ）

（ 番 議員 ）

第2 会期の決定

（ 日間 ）

第3 小牧岩倉衛生組合管理者選挙

第4 諸般の報告

1 提出議案の報告

2 説明員出席要求者の報告

3 監査委員による監査の結果に関する報告について

第5 議案第1号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

第6 議案第2号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

第7 議案第3号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

第8 議案第4号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

第9 議案第5号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

第10 議案第6号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

第11 議案第7号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

第12 議案第8号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

上記会議の様様を収録し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和5年2月28日

小牧岩倉衛生組合議会副議長

黒 川 武

会 議 録 署 名 議 員

鈴 木 裕 士

会 議 録 署 名 議 員

谷 平 敬 子